HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第16回北海道農業経済学会報告要旨（その二）
Citation	季刊農業経営研究, 5, 68-72
Issue Date	1959-01-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36282
Type	other
File Information	5_68-72.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第16回北海道農業経済学会報告要旨（その二）

農産物の商品化構造

川村　琢
三田保正
山田定市

(1) 豆類の集荷機構を中心として

一般に独占資本主義段階においては，農民層分解は両極分解を逐げないで「中農標準化傾向」を辿り，農産物の商品化はたえずつくり出される小農形態を基礎として行われる。零細で遅れた形態の小農生産は商人資本の買叩きや詐欺瞞著による不等価交換の対象となり易く，商人資本にとつて都合の好い吸着基盤となる。こうした段階において，均質条件の小農民が商品経済に対応して協同利益を守ろうとし，また総資本が農産物の市場コストの節減をはかろうとするところに小農民の販売組合が成立，発展する必然性が存在する。しかしながら，現実には小農民のとるべき理想的販売方式＝無条件委託方式が成立する条件に乏しく，商人資本存立の余地を残している。こうした観点から，豆類の商品化をめぐる小農民の取引形態を商人資本の存立条件との関係で考察する。対象として生産力の高い中核地帯芽室と生産力の低い山麓地帯上士幌とをとりあげる。小農民と商人資本との結びつきは，農民の側面から自家労賃部分Vの取得をめざす中農が最も安定的な取引形態をとつて農協と強く結合し，中農に達しないものおよびこれを超える層が商人資本と結合する。しかし上層と下層とでは商人との関係が異つており，前者は商業資本的機能において商人と取引を結ぶのに対して，後者は窮迫販売的性格に基いて商人と結合する。戦後の市場変化の下で，産地市場と消費市場との距離が時間的・空間的に短縮し，商人資本の弱体化・兼業化・手数料商人化が進行しているが，生産力の地域差，階層差，および価格変動が存在する限り商人資本は存立し続ける。しかしながら，独占資本主義段階における「中農標準化傾向」が進めば進むほど農協共販の可能性が増大し，さらに共販が現実に進行すれば，商人資本は生産力の低い処に集中しながらも漸次駆逐されて行かざるをえない。

(2) 農協の販売機能を中心として

販売機能を中心とした農協は，独占資本主義段階においてたえずつくり出される小農民が，生産過程においてその基本的な性格を保持しながら，流通過程で組織化して商品経済に適応しようとする際にとる一般的な組織形態である。このような観点から豆類の商品化をめぐつて農協の販売機能を，芽室農協と上士幌農協の二つについて比較分析する。その論点は，(1)農協地域内の農業構造と農協との結びつき，(2)農協の販売機能，(3)農協経営の性格規定の三点にしぼられる。まず第1点。芽室では安定した生産力水準と経済力をもつ中農層が支配的で，この階層が農協経営を支えているのに対し，上士幌ではそのような階層が形成されておらず，したがつて存立の基盤も弱い。第2点。上にのべたことを反映して，芽室農協は，品質のよい豆類を大量に集荷して買取方式により有利に販売し，多大の販売収益をあげている。一方上士幌農協は，不利な条件のもとで低い能率で少い販売収益しかあげていない。第3点，農協本来の販売方式は共販方式である。その実現に必要な条件は，(1)生産地の農業構造，(2)共販を行う主体（農協）の性格，(3)農産物の市場における商品としての性格と市場条件の三段階に分けて考えることができる。豆類についてみれば，第3の条件に欠けていることが共販の進展をさまたげている大きな原因である。こうした中では芽室農協のおこなつているような買取方式は一応の合理性をもつている。しかし，独占資本主義の段階では，一般に産地は単一作物に集中して形成されるよりは，他の作物と複合しながら地域的にひろがりつつ形成されるのであつて，それにともない，買取方式を支える現実の基盤もよわくなる。その場合共販方式が条件の変化に適合したかたちで検討されなければならないであろう。

農地改革以後における北海道の農産物価格の形成

—農家経済調査を通じての分析—

阿部吉夫

先ず農地改革以後における北

海道の農家経済調査面での平均的水準農家の生産する農産物価格がどの程度の高さで形成され，又，層別に，はた又，地区別にどの程度の高さに形成されるかについて概括的な分析をしたい。

勿論，農林省統計調査部の農家経済調査が現実を反映せず歪曲された不正確なものであるにしろ，之以外，北海道の概括的な把握をする場合に代替する調査がない以上，之を素材とする以外にない。

それで，この素材から，周知の大内力氏の定式 C＋0.73V（昭和11年小作農第二種全国平均）によつて分析してみたい。勿論，大内氏の戦前日本に適用の定式が，北海道のしかも農地改革後に適用することの適否を新労農派，特に大内理論そのものにも多くの難点はあるが，それは別報するとして，機械的に適用すると，北海道の平均水準農家（大内氏の如く最劣等条件の農家ではない，之は階層乃至層区分が戦前と戦後と異る点から対比不可能のため便宜的に改改したもので問題はあろうが）の場合，戦前（昭和11年—これを基準年次とすること自体にも問題があろうが，前記，大内氏，山田勝次郎氏，荒又操氏も使用）でC＋1.03V，半封建的寄生地主制のほぼ解体した，昭和24年，C＋0.78V，25年，C＋0.97V，26年，C＋96V，27年，C＋0.8V，28年，C＋0.59V，29年，C＋0.57V，30年，C＋0.75V，31年，C＋0.45Vと価値（労働投下量）に対しても，耕地面積に対しても，漸次低く形成されており，費用価格範疇は凶作，その他の悪条件の累積から崩壊の局面に到達している。（農家経済の条件変化の価格形成への作用分析は，紙数の制約から省略）半封建的寄生地主制の解体の条件変化に拘らずこの局面からは全層落層化の傾向が把握され，農産物価格斗争の意義もさることながら，量的に多数を占める貧農以下階層，階級の要求就業度の向上，就業機会の増大のウエイトが高まりつつある。この傾向は層別，地区別，豊凶年別には，下層程，新開地（特に北見地区）凶作年において極度に発現している。（表省略）

雑穀澱粉の自主共販推進における「目標価格」設定の意義について

帯広畜産大学
西村正一

本年産雑穀・澱粉は，特に北海道の豆類及び馬鈴薯の豊作になう生産増加のため著しい価格低落が予想された。また，そのために水田農家と畑作農家との間に極端なインカム・デスパリテイを生ずることも予想される。かかる事態に対処して，農業団体はいわゆる「自主協同販売」を強力に展開しつつある。

この自主共販の特色は，第一，責任集荷目標量（大豆・澱粉は出廻量の80%以上，小豆・菜豆・豌豆は70%以上）を定め，ホクレン段階への一元集荷をはかること。第二，各品目別に目標価格を設定していること。この二点にある。自主共販において，この産地供給力の独占的集中化と目標価格の設定とは，いわば鶏と卵の如き関係にある。一方では，供給独占が目標価格維持の前提条件と考へられるが，しかし他方では，目標価格を設定しそれを農民に保障することによつてのみ供給独占の実現が可能になると考へられるからである。

さて，ホクレンが最終的に決定した目標価格は，例へば本年度とほぼ同量の出廻数量を示す30年産価格と比較してはるかに高価格である。この目標価格の水準的実体が如何なるものであるか（最低価格か適正価格か）を吟味することは，その価格維持の現実的可能性を検討することと共に極めて重要な問題である。

農家経済の安定のために農産物の価格が正常なる水準から低落することを防止する目的で制定された農産物価格安定法は，その価格算定方式が不備のため，これを大豆や澱粉以外のものに適用範囲を拡大しても必しもその生産費を保障するに足る最低価格を決定しない。目標価格の設定に際して，一応は生産費を基準とする所得保障方式を採用したといわれるが，価格決定の理論的根拠が明らかでない。これらは今後の課題として問わるべきである。

農作物保険の所得効果

—その矛盾と限界について—

北大農経
飯島源次郎

強制加入方式の水稲，麦類を基幹とした現行農作物保険制度に加えて，最近任意加入方式の特殊農作物保険 ——大豆，小豆，菜種，蔬菜 etc. ——が都道府県単位で試験的に実施されつつある。かかる保険対象作物の拡大は，農業所得の安定を一層増大せしめるが，豊作貧乏現象が一般化している事情のもとでは，農産物の種類及び価格統制の有無により農業所得に対する保険の効果は異なるのではなかろうか。

従つて，豊作貧乏が農産物の数量と価格の逆行関係起因し，しかもその度合が農産物によつて異なるとすれば，それは農産物の需要弾力性の差によるものである。

本報告はかかる視点にたつて，収量変化と所得変化との関係を農産物の需要弾力性の側面よりマクロとミクロについて検討し，更にこれと農作物保険との関連をグラフ解析によるモデル分析によつて考察し，その矛盾と限界を明瞭にしようと試みた。

以上の結果は，(1)需要が一般的に非弾力的であればあるほど，全体的に豊作であれば保険による個別農家の所得補償効果は予想より小で，逆に凶作であれば大となる。(2)調整政策の有無については，調整が行われるほど需要は弾力的となつて，数量の変化に対する価格変化が小となるが個別，農家の所得は所与の価格のもとで収量の変化と共に平行的に変化する。依つて需要をより弾力的ならしめるような調整政策は，価格を安定化することによつて農家の所得を安定的ならしめるが，需要変化に対して固定的な保険方式ではその機能に限界がある。

従つて，保険が個別農家の所得を維持するのに充分且つ合理的に機能せしめるためには，需変化に対応した保険表のスライデング・スケール（Sliding Scale）の採用が望ましいと考える。

アマムタンツカについて

北大経済
林　善茂

アイヌは翌年度の種子をとるための種穂は普通の穂よりも茎を長くつけて摘とり，それを束にして保存したが，その束をアマムタンツカまたは略してタンツカという。タンツカにする種穂としてはなるべく穂が大きくて，しかも充分に実の入つたものが撰ばれる。種穂の摘採には普通の穂と同様に，イチヤセイすなわちピパの貝殻が使われるが，普通の穂とは異つて27.8寸から1尺位の茎をつけて摘とる。それを束ねて片手で丁度にぎれる位の太さの穂束をつくり，シナの木の樹皮で作つた繩でしばる。タンツカは必ず2本を1組としてつなぎ合わせる。各々のタンツカを結んだ紐の片方を長くして1尺位の間隔に結び合わせ，それを土間の南側に渡したサキリ（干棒）にかけてそのまま翌春まで乾燥しつつ保存するのである。タンツカから種子を落すには普通臼と杵で種子を傷つけないように加減しながらつく。片手でかきまぜながら静かにつき，若し砕けが多い場合には適宜厚蒔にする。1本のタンツカの種子量は5合前後であつて2束1組で約1升となるが，稗なら5畝，粟なら1反を蒔くことができる。従つて翌年度の種子として保存するタンツカの数はそのままアイヌの耕作規模を示すことになる。古老の記憶では多く作付する家で稗3組に粟2組，普通は稗2組に粟1組であつたという。これから計算するとアイルの耕作規模は多く作付する家で稗1反5畝，粟2反，合計3反5畝。普通の家で稗1反．粟1反，合計2反ということになる。しかしアイヌの耕地は小面積に数カ所に分散していたため，播種量はともすれば厚蒔になり勝であつたから，実際の作付面積は上の数字よりも若干少く，多く作る家で3反，普通の家で1反5畝位であつたろうと考えられる。かように文献や古老の談話によつても確めることのできなかつたアイヌの原始農業の規模を，タンツカの数によつて推進し得ることは興味のあることである。

開拓使の牧畜政策の基調とその後の転換

北大農経
榎　勇

明治初期に於ける牧畜政策は，種畜の貸与・資金の貸付・国有未開地の貸与をもつてその主要内容とし，とりわけ種畜の貸与に重点をおいたものであつたので，当時に於ける牧畜政策が何を期待するものであつたかは，種畜貸与政策の内容について検討する場合，或程度達せられるものと考えられる。

このような観点からまず，開拓使時代の種畜貸与政策を検討する場合，その牧畜政策は，役畜としての馬匹ではなく，用畜としての畜牛或は緬羊などの改良・増殖をかねており，牧畜の形態乃至家畜の飼養形態としては大規模の専業的牧畜経営の発展を期待するものであつたことがわかる。

ところで，この開拓使は明治15年に廃止されるところとなつたが，それに伴い牧畜政策の基調が如何なる変化を遂げたかについてみると，開拓使時代，畜牛・緬羊などの用畜飼養の発展をねらつていたものが，馬産の発展をねらつたものへと変り，それと同時に飼養形態も，大規模の専業的・放牧飼養の発展を期待したものから小規模・舎内飼養を期待するものへと変つている。

しかして明治初期に於ける北海道の牧畜政策のこのような諸事情を，中央政府のそれと比較する場合，注目すべきは，両者のそれは全く同じであつた点に関してである。換言すれば，府県とは著しく異つた条件下にあつた北海道に於ける牧畜政策も所詮，維新政府の勧農牧畜政策の一環にすぎず，その特殊性を考慮に入れた独自性は極めて乏しかつたという点に関してである。

ともすれば，われわれは，北海道の明治初期に於ける勧農牧畜政策は特殊なものであつたと考えがちであるが，このように，その独自性の乏しいものであつたということは，その後の北海道に於ける農業或は畜産を考えるにあたつて特に注目すべき点であろう。

明治中期北海道農業における商品生産の進展と地主制展開の地域的諸形相

北大農経
杉上忠幸

(1) 北海道開発の経済的前提条件は生産物が商品として生産され，その商品の販売市場が開拓されてくるということにあつたといいえよう。開拓当初において開拓使が農業開発のために各種農産物を買上げ，政策的に市場を造出しようとしたことなどからもこのことは明らかであろう。

(2) だがしかし，北海道の農業に農産物の商品化が一般的になり，ある程度の発展をみるのには農業における商品生産が大麻藍などの特殊な加工原料用の農産物から大，小豆，菜種，亜麻，馬鈴薯，小麦の如き一般畑作物へ，商品生産の対象が拡大される必要があつた。そしてかかる生産物商品化における対象の拡大は明治20年代後半以後においてはじめて顕著であつたということができる。

(3) 恐らく前述の一般畑物の商品化は当時の自作農層によつて主導的に展開されたものであろうが，大，小豆，菜種は府県市場に移出され，馬鈴薯，小麦，亜麻などは加工原料として北海道内市場で商品化された。

(4) 他方，一般畑作物の商品化を進展させた直接の契機は炭礦線官設線の運輸手段の発達にあつた。

(5) そして，かかる明治20年代後半以降の農業における商品生産の進展が北海道における地主制形成の経済的前提であつたと云う事ができる。大地積処分を可能にした諸法律施行の背後にかかる経済的基盤が成熟していたことを指摘せねばならぬ。

(6) 当時の郡別統計によつてみれば一般的には農業における商品生産の進展していた地域には小作化の進行も相伴つていた事が見出されるのであるが，それが特に顕著である空知，上川両支庁の地域では大地主の支配が特徴的であつた。これが北海道地主制の特質の一つであろうが，札幌檜山の如き地域では零細な地主の支配が特徴的であり，函館，後志の様な地域では小，中地主の支配が特徴的で，矢張り地域によつて様々なニュ

アンスが認められた。

北海道地方税地租（含段別割）の変遷について——其の概察

学大旭川
沢口信光

1. 地方税の国税よりの分離は内地府県に於ては明治6年7月太政官布告第272号をもつて始まるも本道の場合明治10年5月開拓使布達第4号達をもつて始まる。

2. 前記に於て地方税地租は未誕生なるも，明治13年5月開拓使乙第4号布達をもつて，これが誕生を見る。

3. 明治37年4月非常特別税法が成立する迄，本道地方税地租は国内一般地方税法令とは異つた特別法規が適用され，本税と対する課率も特別低率に定められた。

4. 明治34年3月，北海道地方費法により段別割が創定され，以後大正末迄北海道地方税地租の最主要部門となつた。

5. 前記非常特別法の制定以後は本税に対する附加税の制限課率は全く府県と同一となるも本道の場合，地租本税の地価に対する課率そのものが低い故に，尚地価に対比してみる制限課率は低かつた。

6. 昭和6年3月地租法の誕生により，地価に対比してみる附加税制限課限課率も府県と同一となつた。

7. 自治体成立後の北海道地方税地租の賦課徴集の具体的法規としては北海道地方税賦課規則（M.35），その改正としての北海道地方税規則（S.2）その改正としての北海道地方税条例（S.7）がある。

8. 段別割は国税地租負担せざる故をもつて附加税地租より貫して高い。但し田は昭和以降低く，これは土功組合の救済と関連性を持つ。

9. 本道に於ては「地祖比重大戸数割小」の府県と構成と逆の構成をとり，同一構成をとるのは昭和11年以降である。

10. 賦課の実際適用課率（附加税地租）は本道は府県より終戦迄貫して低い。

11. 農用地地租（附加税＋反別割）は農家1戸当りにして終戦迄1貫して本道は府県より絶対額に於て低いのみならず，（1/2～1/10）所得比とに於ても低い。

12. 地方税地租は単独ではその負担の程度低く，（農業純生産の1％以下で凶作以外の年では1％を超えた事はない。）凶作年以外に於いては農家経済に与えた影響は軽微なるものと結論される。

北海道農業の不均等成長と国家財政投融資

北大農経
黒柳俊雄

〔Ⅰ〕 問題点

労働生産性の農・工隔差が北海道で府県と相対的に小さいことを財政投融資の経済効果の側面から分析した。

〔Ⅱ〕 方法

全国を北海道農業，同非農業，府県農業，同非農業の4ブロックに分割し，それらの間の所得形成，配分過程のメカニズムと資金循環を中心として，それらに財政投融資の経済効果即ち有効需要効果と生産力効果を結びつけ，先の農・工アンバランスを説明しようとした。

〔Ⅲ〕 分析結果

(1)労働生産性の農工隔差が北海道で府県と相対的に小さいのは，資本係数隔差が大なるに不拘，資本構成に於て，農業の工業を下廻る程度が小さく，その小さい程度が，先の資本効率の低い程度をカバーして余りあるためと解される。(2)財政投資の有効需要効果としての均衡予算乗数効果に2部門分割概念を導入して，

$$\Delta Y=\Delta G+\frac{(\alpha_a-\alpha_n)(\Delta T_n-\Delta G_n)}{(1-\alpha_n)(1-\alpha_a)}$$

$$=\Delta G+\frac{(\alpha_a-\alpha_n)(\Delta T_a-\Delta G_a)}{(1-\alpha_n)(1-\alpha_a)}$$

を導き，乗数効果を検討した所，加速度効果と共に（農業のみだが），乗数効果の大なるブロックに投資され，そこでの有効需要は多く府県非農業に集中する形でその効果が実現され，一方，相対的に高い資本効率，資本収益率をもつ府県非農業への投資集中（財政投資プラス民間投資）はより大きな生産力成長効果に機能し，そこから租税として吸収された資本の一部が相対的に又多く北海道農業に投ぜられ，私的農業投資の高いことと共にその資本構成を維持し，それが相対的に低い資本効率をカバーすることにより，府県農業より高い労働生産性維持

の生産力効果を示し，その反面，相対的に高い貯蓄の可成が府県非農業に投資され，財政投資の量的補完も不充分な北海道工業は，消費財，投資財需要も可成が府県に流れ，その成長も特定企業以外は低位で，唯かかる需給の媒介となる第三次産業特に商業の経済成長が近年開発資増大と共に著しくなつて来ているであろうという形で(1)を説明した。

農業過剰水準の変動と，その要因分析

京野禎一

一産業に於て，就業人員が過剰であるならば，その追加労働に帰せらるべき限界生産力は次第に逓減して行く筈である。即ち，その産業に於ける労働生産力は，かなり低位にある筈である。日本農業は，まさにかつる状態にあるものと言ひ得る。この研究の目的は，かかる就業状態の過剰量を確定し，その地域的変動並びに時系列的趨勢を把握し，その様な諸変動を支配している種々の要因を摘出するにある，

次にその分析結果の主要なものを挙げて見る。先づその地域的変動に関しては，

1. 太平洋沿岸地域は，農業の労働生産性相対的に高いにもかかはらず，工業賃金率が高いことと，経営規模が小さいために，最も過剰水準の高い地域を形成している，

2. 日本海沿岸地域は，労働生産性相対的に低いにもかかはらず，工業賃金率又低く，経営規模は比較的大きいために，過剰水準はかなり低い地域となつている。

3. 本州内陸地域は，労働の生産性最も低いのであるが，工業賃金率又全国最上位の故に，過剰水準の最も低い地域となつて居り，北海道地域は，工業賃金率全国一高いのであるが，農業の労働生産性又全国一高く，加へてその経営規模は府県平均の数倍に達するために，又最も過剰水準の低い地域となつている。

次に各地域毎の時系列的趨勢変動に関しては

4. 北海道地域は，唯一の例外として，この期間に過剰水準が拡大している。それは，工業賃金率の上昇速度が，労働生産性上昇の速度を上廻つたためと考へられる。

5. 北関東地域は，この期間に最も速かに過剰水準を低下せしめている。それは労働生産状上昇の速度が全国一高いのに対し，工業賃金率上昇の速度が全国一緩慢であつたためである。

北海道農業研究所
研究課長　崎浦誠治著

農業生産力構造論

養賢堂発行　A 5 上製 265 頁　図 12 版　価 450 円　送料 56 円

—北海道農業の発展過程の実証的研究—

この書は北海道以外の，わが国農業経営上にも参考資料になるように，章を序説＝各種作物反当収量の趨勢変動，農業技術の発展（経営組織の転換と集約化，農業合理化と多肥農業，戦前戦後の農業生産力その他），労力生産力の展開（農業機械化と労働生産性その他），農業生産力構造（商品生産○作付編成，地力，土地所有○自作農創設その他）に亘り，一々実証成績を掲げて適確平易実際的に詳述。